

城東地区人権啓発推進協議会の視察研修に参加して



● 城東地区 ●
1936 世帯
男 1774 人
女 1925 人
合計 3699 人
H 30.7.1 現在

6月14日、梅雨どきとは思えない快晴。参加者25名。一路千曲市へ。

バスの中で、自分に問いかけた。人権で何だろう。日頃あまり考えていないことに気がつく。毎日マスコミ報道されているいじめや幼児虐待、セクハラ、パワハラ、ヘイトスピーチ等々、様々な人権侵害が自分の身に起つていないので、他人ごとのように考えていた。そんな思いでの視察研修となった。

■長野県人権啓発センター
千曲市屋代の県歴史博物館内にセンターがある。相談員の寺尾さんから人権についてお聞きした。

基本的人権を尊重し守るために「世界人権宣言」が1948年に国連で採択された。「日本国憲法」は1947年に施行され第10条〜14条に基本的人権の享有が定められている。

しかし、日本を含む世界中

で多くの人権侵害の問題が新聞やテレビ、ネット上で報道されているのが現実である。



研修会の様子

法務局のデータでは、平成29年の人権侵犯犯事案の新規開始件数は19533件、うち一番の暴力・虐待事案は3219件、二番の学校いじめ事案は3119件で、両件はここ数件減少しているが、見えにくく見落とされている場合があると思われる。近年の動向の特徴はインターネット上の侵犯件数が急増している。平成29年は2217件、前年を308件増で過去最高

を更新した。その内プライバシー侵害と名誉棄損が約85%を占めている。急速に進むデジタル化した事件の対策として早急な法の整備と取り締りができる専門家の育成が求められる。

次に同和問題であるが、平成28年に部落差別解消の促進に関する法律が施行された。いまだ全国(県内)で根深い差別があることは事実である。特に結婚問題では、家族や親戚などの建前と本音があり、より複雑化している。

好井裕明著「差別の現在」より「決めつけや偏見の排除……様々なかたちで息づいている。決めつけ、思い込み」と向き合う必要がある。人は皆、差別してしまいかもしれない存在である。だからこそ自らを見つめ、見直し、生き残る手がかかりとして差別を考え、暮らしを変える営みが、差別を意味なきものにしていく原点である。」

しめくくり「リスベクト」のエピソードとして、平昌冬季五輪金メダリストの小平奈緒選手を取り上げた。見る人の心を揺さぶったのは、滑りだけでなく、試合後、韓国の方のイ・サンファ選手と抱き合う友愛の姿は、現地でも日本でも称

賛された。

小平選手の信大の講演でのことは「一日の終わりに『私は今日誰かを傷つけるようなことを言ったりしなかったかな』と自分を見つめるようにしています。」



センター内の見学

■長野地方裁判所
県庁の裏手に長野地方裁判所がある。この裁判所は日本の地方裁判所の一つで長野県を管轄している。(支部は佐久、松本、諏訪、伊那、飯田、裁判員の裁判は長野、松本のみ)

私たちは第一法廷に入り傍聴席に。刑事事件の裁判が始まるので一同緊張が。弁護士、被告、検察官が入り最後に裁判官が入場し大きな声で開始を告げた。被告は男性、会社社長。検察官の起訴状朗読によれば、道交法違反、酒

日本国憲法

- 第11条【基本的人権の享有】
国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。(以下略)
- 第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第14条【法の下での平等・貴族の禁止・栄典】
①すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(以下略)

気帯び運転して事故。裁判が進むにつれて分かったことは、アルコール依存症で家庭不和、常日頃から自室にこもり、さみしく飲酒を繰り返していたようだ。最後に求刑懲役10ヶ月が告げられた。

今回の視察研修の私にとつての教訓は、一日の終わりに、今日誰かを傷つけるようなこととはしなかったか、自問自答すること。お酒はほどほど、飲みすぎは家庭不和の元。

(藤本)

第二回五橋めぐり(ごみを拾いながらのウォーキングに参加して)

6月26日、「女鳥羽川にかかる城東地区の五つの橋を歩いて渡ってみませんか」といった公民館と福祉ひろばの呼びかけによるウォーキングに参加しました。当日は梅雨の晴れ間で朝から気温が上昇し、非常に蒸し暑い時でもあり、他の行事と重なったため参加者は少なめでした。

予定した九時に福祉ひろばをスタートし、「あさひはし」「あけぼのはし」「南浅間橋」「元町橋」「元女橋」の約四キロを完歩目標に歩きはじめました。5つの橋はすべて歩いて渡り、あとは河川敷に下りて歩くというコースでした。



元女橋をながめてひと休み

歩行中はそれぞれの橋の出来た由来とか「台風の時ひどい時には橋の欄干すれすれまで水が出たよね」とか、「この川が氾濫した時避難するにどうしたら一番いいのか」



拾ったごみ

等と皆で雑談をしながら防災の進行でした。途中、南浅間橋から信州大学構内に入り、登録有形文化財である「旧松本歩兵第五十連隊糧秣(りょうまつ)庫」を外より見学しました。参加者の中には信州大学の敷地は第五十連隊のあった場所であることを知らない人もいて新しい発見もありました。

女鳥羽川河川敷は一斉清掃の後でとてもきれいでウォーキングにはもってこいのコースで皆さんにお勧めしたいと思います。

しかし、川の中に目を移すと「アレチウリ」が沢山茂っていました。公民館行事の中心にアレチウリ退治作戦が計画されていますので皆さんには是非参加を呼びかけたいと思います。

さて、スタート時関心を持っていったごみの量ですが、やはりたばこの吸い殻が目立ったことと、河川敷で飲食した残り物がいっぱい入った段ボール箱が一つありました。

元町南町会のボランティア活動

今回は元町南町会の自慢話にお付き合いください。

わがまちには城東地区の最南に位置し、世帯数130ほどの町ですが、高原社社屋跡地を中心に「東松本ショッピングセンター」として「西友」「ケヨーD2」「TSUTAYA」の大型店舗が軒を連ね近年大いに変貌しました。町会公民館はこの駐車場の東北の隅に住民と同様控えめに建っています。

町会のボランティアは「福祉ボラ」「ピーパーボラ」「フラワーボラ」にそれぞれ12人前後の男女が自発的に参加されています。例えば4月の桜のお花見の

お弁当作りは福祉ボラの皆さんが朝早くから公民館で準備をし、車に積み込んで送り出します。天候が怪しい時は中でも食べられるようにテーブルに配膳して帰りを待つ。桜鑑賞組は役員運転の車に分乗して、薄川両岸・弘法山・松本城お堀を巡って松本市野球場を一廻り。時季が遅い場合は城山を1周。バラの時季には豊科の美術館、少々会費を頂いて中野のバラ公園まで。あじさいの花が見ごろとなれば、塩尻のお寺まで。秋は秋で紅葉狩りを計画し、出来るだけ外に出かけてもらう機会を。花がない時期は町会文化祭用に公民館でいろいろ手芸で作ってもらいます。そんなお手伝いをするのが「福祉ボラ」の皆さんです。



福祉ボラの皆さん

衛生部は5月から秋まで毎月草刈をします。湯川も特に秋は落ち葉が上流から流されてきて、湯川の終点である町会は大変ですが「ピーパー

ボラ」の皆さんが活躍します。土曜の朝に計画していますから、雨天の場合は翌日の日曜日に袋詰めです。緑地帯にはさつきとつつじが、春には花の開花の時期をずらして咲き競います。



フラワーボラの皆さん

桜橋の上から側道沿いを覗くと、色とりどりに小花が植えられた花壇が7区画ほど見えます。「フラワーボラ」の皆さんが土作りから定植、水遣り等の世話をし、緑化推進委員協議会からもらった花、町会で買足した花、ボランティアが自宅で育てた花の苗などで一杯になっています。

町会には役員・ボランティアを問わず町会運営に携わっている方々が多数おられ、先輩諸氏から脈々と受け継いできたこの「奉仕の精神」をそれぞれでこれからも守り続けていきたいものです。

(征矢野)